

## 教育の無償化に憲法改正は必要がない

2017年12月6日  
公教育計画学会理事会

第48回衆議院議員総選挙(2017年10月22日)では、自民党は「人づくり革命」の一環として子育て支援拡大、教育の無償化を政権公約に掲げて圧勝した。憲法改正も総選挙の焦点の一つであった。その圧勝の勢いのままに憲法改正に突き進もうとしている。

今回の総選挙で自民党がかかげた教育施策の主なものは、「平成32年度までに3～5歳の幼稚園、保育園の費用を無償化する。0～2歳も低所得世帯を無償化する。待機児童解消のため平成32年度までに32万人分の保育の受け皿を整備する。低所得家庭の子供に限り高等教育の無償化を図る。給付型奨学金や授業料減免措置を大幅に増やす。介護職員の処遇を改善し、介護人材を確保する」である。そのためには消費税を2%上げて10%として2兆円規模の財源を捻出するというものであった。

ところで、2012(平成24)年4月27日決定の自民党の「日本国憲法改正草案」は、第26条を「教育に関する権利と義務等」とし、「全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。2項 全ての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを、これを無償とする。3項 国は、教育が国の未来を切り開く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。」としている(下線部が改正部分)。

一方、日本維新の会は「幼児教育の完全無償化、保育を含む幼児教育の無償化を憲法に規定する、私立高校の実質無償化、大学の授業料無償化、保育パウチャー、教育パウチャーの導入」などを掲げていた。なお、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置という3点に絞り込み憲法改正案を取りまとめており、憲法改正に教育無償化を入れることに熱心である。

総選挙後の安倍政権での教育「無償化」政策は、徐々に明らかになってきている。そこでは教育無償化を期待した人々の願いを裏切るように、「3歳児神話」に基づいた3歳児以上の幼児教育の重点化施策が際立つ特徴となっている。それ以外の0～2歳までの乳幼児保育及び高等教育は、住民税非課税世帯(250万円未満)に限定した「無償化」措置が基本方針となっている。この政策方針は、選挙戦でのキャンペーンではなく政権公約の文面を改めて見る限り、大きく逸脱したものとは言い切れない。その意味で、すでに政権公約の時点で義務教育学校での学校徴収金問題や高等学校授業料の無償化等の課題は、切り捨てられていたと指摘できる。

また、政権与党の公明党の政権公約の一つである教育費の負担軽減は、私立高校の授業料軽減というささやかなものであり、しかも、同党は憲法改正に教育の無償化を入れる考えは表明していない。

他方、現在、自民党は憲法改正推進本部で憲法改正案の検討を重ねているが、そこでは「経済的理由によって教育を受ける機会を奪われない」趣旨を 26 条の 1 項に加えること、第 3 項に、草案を基本として教育の無償化表現は避けること、が方向性として示されている。しかし、この程度では、憲法を変えなければならないほどの重大な事由であると考えすることに無理がある。もちろん、新たな高い憲法理念が示されたと考えることなど全くできない。

周知のように大日本帝国憲法では、教育条項は存在しなかった。それは、天皇の赤子の教育は、帝国議会を関与させず、天皇の命令である勅令で定めるとしたからである。その反省から生まれた現行の日本国憲法においては、第 26 条に規定された教育条項の趣旨を尊重し、教育法規によって教育の無償化の具体化を図っていくことが常識である。つまり、教育諸法規の制定や改正の過程において財政や財源問題に関する議論を十分に尽くしながら、教育の無償化を段階的に現実化するというのが現行憲法第 26 条の趣旨なのである。

教育機会の平等を徹底するには、義務教育の完全無償化をはじめ、幼児教育から高等教育まで無償化を実現し、人々の豊かな生活と文化を普段に築いていくことが重要である。

公教育計画学会理事会は、教育の無償化に現行憲法の改正は全く必要がないことを改めて確認し、それが憲法改正の手段にされようとしていることに強く反対する。